

○市町村・一部事務組合職員の年代別総合健康診断実施要綱

平成4年2月26日

要綱第9号

第1次改正	平成5年6月30日
第2次改正	平成8年2月22日
第3次改正	平成14年2月26日
第4次改正	平成15年6月5日
第5次改正	平成17年2月1日
第6次改正	平成18年3月28日
第7次改正	平成20年2月6日
第8次改正	平成21年2月20日
第9次改正	平成22年1月8日
第10次改正	平成22年3月25日
第11次改正	平成22年11月15日
第12次改正	平成25年5月2日
第13次改正	平成26年5月27日
第14次改正	平成27年3月30日
第15次改正	平成27年5月12日
第16次改正	平成29年2月28日
第17次改正	平成29年2月28日
第18次改正	平成29年5月29日
第19次改正	平成30年3月14日
第20次改正	平成30年5月29日
第21次改正	平成31年2月28日
第22次改正	平成31年2月28日
第23次改正	令和2年3月10日
第24次改正	令和3年5月27日
第25次改正	令和4年2月3日
第26次改正	令和5年2月8日
第27次改正	令和6年3月8日

(目的)

第1条 この要綱は、岐阜県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）組合員の健康管理を促進するため、生活習慣病等の予防と早期発見、早期治療をめざした総合健康診断事業を実施することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(第20次改正)

(年代別総合健康診断)

第2条 年代別総合健康診断（以下「健診」という。）は市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）を単位として行うものとし、当該健診において実施する検査項目は別表第1及び別表第2に定めるところによる。

(第1次改正)(第2次改正)

(健診対象者)

第3条 健診対象者は、組合員（任意継続組合員を除く。）とする。

(第5次改正)

(健診の委託機関)

第4条 健診は、組合が指定する機関（以下「健診委託機関」という。）が行うものとする。

(第1次改正・第2次改正)

(健診の申し込み)

第5条 健診を実施しようとする市町村等の長は、年代別総合健康診断実施申込書（以下「健診申込書」という。）をあらかじめ組合に提出しなければならない。

2 岐阜県市町村職員共済組合理事長（以下「理事長」という。）は、前項の健診申込書を受理したときは、速やかにその旨を健診委託機関に通知しなければならない。

(第2次改正)

(実施方法等)

第6条 健診日程は、毎年4月1日から組合が定める期間において、市町村等と健診委託機関が協議のうえ決定するものとする。

2 健診委託機関は、健診の実施方法について市町村等と協議のうえ決定し、市町村等の長が指定する場所において健診を行うものとする。

3 健診委託機関は、第1項及び第2項の内容について、理事長に報告しなければならない。

(第1次改正)(第2次改正)

(健診結果等の通知)

第7条 健診委託機関は、健診実施後速やかに健診結果通知書を市町村等の長へ通知しなければならない。

2 健診委託機関は、前項に規定する健診結果を通知するに当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条の規定により特定健康診査を受けたこととなる組合員に対し、厚生労働省「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」第3条に規定する情報の提供を行うものとする。

(第1次改正)(第2次改正)(第7次改正)

(事後管理)

第8条 市町村等の長は、受診組合員の健康管理を充実させるため適切な保健指導を行うものとする。

(第1次改正)(第2次改正)

(健診費用等)

第9条 健診に要する費用は、毎年度事業計画並びに予算において定める。

2 健診費用は、別表第1に定める基準項目単価による計算により求め、健診実施市町村等の長は、健診に要する費用のうち所属所負担額として同別表に定める受診組合員1人当たりの費用に受診した組合員数を乗じた額を負担するものとする。

(第1次改正)(第2次改正)(第5次改正)

(守秘義務)

第10条 この要綱に定める健診に従事した者は、当該業務により知り得た事項について、守秘義務を有するものとする。

(第2次改正)

(その他)

第11条 この要綱に定める諸様式並びにこの要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(第2次改正)

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

附 則(平成5年6月30日)

1 この変更は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

2 市町村・一部事務組合職員の(巡回健診機関以外の健診機関による)年代別総合健康診断実施要綱(平成4年要綱第10号)は廃止する。

附 則(平成8年2月22日)

この変更は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成14年2月26日)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月5日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年2月1日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月28日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月6日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年2月20日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年1月8日）

この要綱は、公布の日から施行し、平成21年12月9日から適用する。

附 則（平成22年3月25日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月15日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月2日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月27日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月12日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月28日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月28日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月29日）

この要綱は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月14日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月29日）

この要綱は、平成30年5月29日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年2月28日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月28日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月10日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月27日）

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和4年2月3日）

この要綱は、令和4年2月3日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

附 則（令和5年2月8日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月8日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係、第9条関係）（第7次改正）（第13次改正）（第17次改正）（第21次改正）
 （第23次改正）（第27次改正）

（1）年代別総合健康診断 基本検査項目

（単位：円）

年齢	一般	心電図	便潜血	血液	胃部X線	聴力	眼底	腹部エコー	眼圧	合計 (消費税別)
30歳未満	3,000	1,500		3,700 21項目		500				8,700
30歳以上 34歳以下	3,000	1,500		3,700 21項目		500				8,700
35歳以上 39歳以下	3,000	1,500		6,000 29項目	4,500	500	1,200			16,700
40歳以上	3,000	1,500	1,500 2回法	6,000 29項目	4,500	500	1,200	5,000	700	23,900

注) は希望組合員に実施

胃部X線検査については、胃カメラ検査に代えることができる。その場合に生じた費用の差額については、自己負担とする。

聴力検査(34歳以下)については、医師が適当と認める聴力検査をもって代えることができる。

（2）受診者1人当たりの所属所負担額 7,000円

別表第2（第2条関係）（第7次改正）（第8次改正）（第17次改正）（第19次改正）（第21次改正）（第23次改正）
（第27次改正）

年代別総合健康診断 基準検査項目

検査項目		年代別の検査項目				
		30歳未満	30～34歳	35～39歳	40歳以上	
一 般 検 査	問 診	自覚症状	●	●	●	●
		既往歴（服薬歴及び喫煙歴を含む）	●	●	●	●
		生活環境	●	●	●	●
		健康状態等	●	●	●	●
		聴打診	●	●	●	●
		尿	蛋白判定	●	●	●
	検 査	尿潜血	●	●	●	●
		糖判定	●	●	●	●
		視力検査	●	●	●	●
	腹囲	●	●	●	●	
	身長・体重・BMI	●	●	●	●	
	胸部X線検査（デジタル撮影）	●	●	●	●	
	血圧測定	●	●	●	●	
	免疫便潜血検査（2回法）					●
心電図検査		●	●	●	●	
血 液 検 査	肝 機 能	赤血球数	●	●	●	●
		ヘモグロビン	●	●	●	●
		ヘマトクリット値	●	●	●	●
		M C V	●	●	●	●
		M C H	●	●	●	●
		M C H C	●	●	●	●
		血小板数	●	●	●	●
		白血球数	●	●	●	●
	肝 機 能	G P T	●	●	●	●
		γ-G T P	●	●	●	●
		G O T	●	●	●	●
		コリンエステラーゼ			●	●
		L D H			●	●
A L P			●	●		
総蛋白質			●	●		

		アルブミン			●	●
		ビリルビン			●	●
		A/G比			●	●
	腎	尿素窒素	●	●	●	●
		クレアチニン	●	●	●	●
	膵・糖	アミラーゼ	●	●	●	●
		血糖	●	●	●	●
		ヘモグロビンA1c	●	●	●	●
	脂質	総コレステロール	●	●	●	●
		HDLコレステロール	●	●	●	●
		LDLコレステロール	●	●	●	●
		中性脂肪	●	●	●	●
	尿酸	●	●	●	●	
	炎症	CRP			●	●
	胃部X線検査				★	●
	聴力検査1,000HZ・4,000HZ		●	●	●	●
眼底検査（両眼）				●	●	
腹部超音波検査（5臓）					★	
眼圧検査（両眼）					★	

※腹囲測定について下記の者は省略可

- ・40歳未満（35歳及び雇用時の健康診断である者を除く）の者
- ・BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者

※★は、組合員の希望による検査項目

※胃部X線検査については、胃カメラ検査に代えることができる。

※聴力検査（34歳以下）については、医師が適当と認める聴力検査をもって代えることができる。

年代別総合健康診断業務委託契約書

(以下「甲」という。)

と岐阜県市町村職員共済組合(以下「乙」という。)とは、乙が定める市町村・一部事務組合職員の年代別総合健康診断実施要綱(以下「健診実施要綱」という。)に基づき、次のとおり契約を締結する。

(健診委託機関の指定)

第1条 乙は、健診実施要綱第4条の規定に基づき、甲を健診実施要綱に定める健診委託機関として指定する。

(委託業務)

第2条 乙は、健診実施要綱に規定する年代別総合健康診断業務を甲に委託する。

2 乙は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第20条の規定により特定健康診査を受けたこととなる組合員に対し、厚生労働省「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」第3条に規定する情報の提供に関する事務を甲に委託する。

(委託費用)

第3条 前条に要する費用は、健診実施要綱第9条に定める健診費用とし、甲はこれを乙に請求する。

2 前項における請求に当たっては、受診結果を乙の定める様式に基づく電子データとして作成し、更に特定健康診査を受けたこととなる組合員の受診結果については厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、それぞれ作成した電子データを格納したファイルを電子媒体に収録し乙に提出するものとする。

3 乙は、前項の請求書を受領したときはその内容を調査し、実施所属所に対し健診実施要綱第9条第2項に定める負担金を請求する。

4 乙は、前項の所属所負担金が送付され次第、速やかに第1項の費用を甲に支払うものとする。

(損害賠償)

第4条 甲は委託業務を行うにあたり、乙、乙に加入する所属所又はその組合員に損害を与えた場合は、甲はこれによって生じた損害を賠償する責任を負わなければならない。

(守秘義務)

第5条 甲は、委託業務を処理するうえで、知り得た個人情報を第三者に開示、漏洩してはならない。

2 甲は、個人情報の保持管理の徹底を図るため個人情報管理者を定める。

3 乙は、必要に応じて甲に対して個人情報に係る管理状況の報告を求めることができる。

4 守秘義務に関する前項の規定は本契約が終了した後も存続するものとする。

(協議)

第6条 本契約書に定めるもののほか必要な事項については、甲、乙相互が協議の上定めるものとする。

(契約期間)

第7条 この契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

ただし、期間満了の3か月前までに、甲、乙のいずれからも何ら意思表示がない場合は、1年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

本契約を証するため、契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を所持する。

年 月 日

甲

乙 岐阜市藪田南5丁目14番53号
岐阜県市町村職員共済組合
理事長

(第4条関係) (第6次改正) (第8次改正) (第9次改正) (第10次改正) (第11次改正) (第12次改正) (第13次改正)
 (第14次改正) (第15次改正) (第16次改正) (第18次改正) (第19次改正) (第20次改正) (第22次改正) (第25次改正)
 (第26次改正) (第27次改正)

年代別総合健康診断指定委託機関

コード	指定委託機関名	コード	指定委託機関名
1	岐阜健康管理センター	26	東白川村国保診療所
2	一般財団法人 ききょうの丘健診プラザ	27	—
3	一般社団法人 ぎふ総合健診センター	28	中部国際医療センター
4	一般財団法人 総合保健センター	29	下呂市立小坂診療所
5	中津川市民病院	30	岐阜県厚生連 岐北厚生病院
6	羽島市民病院	31	高山赤十字病院
7	国保関ヶ原診療所	32	多治見市民病院
8	—	33	—
9	郡上市民病院	34	県北西部地域医療センター 国保白鳥病院
10	恵那市国保岩村診療所	35	博愛会病院
11	国保上矢作病院	36	—
12	岐阜県厚生連 東濃厚生病院	37	朝日大学病院
13	岐阜県厚生連 久美愛厚生病院	38	操健康クリニック
14	岐阜県厚生連 中濃厚生病院	39	岐阜市民病院
15	海津市医師会病院	40	岐阜赤十字病院
16	岐阜県厚生連 西濃厚生病院	41	山内ホスピタル
17	岐阜県厚生連 西美濃厚生病院	42	—
18	可児とうのう病院	43	サンライズクリニック
19	下呂市立金山病院	44	土岐市立総合病院
20	揖斐川町久瀬診療所	45	医療法人白水会 白川病院
21	—	46	市立恵那病院
22	—	47	県立下呂温泉病院
23	本巣市国保根尾診療所	48	美濃市立美濃病院
24	県北西部地域医療センター 国保和良診療所		
25	—		

(第5条第1項関係) (第24次改正)

年代別総合健康診断実施申込書

1 健診委託機関名 _____

2 健診実施希望日 自： 年 月 日

至： 年 月 日

年代別総合健康診断を実施いたしたく、「市町村・一部事務組合職員の年代別総合健康診断実施要綱」第5条第1項の規定により上記のとおり申し込みます。

年 月 日

岐阜県市町村職員共済組合理事長 様

職名

所属所長

氏名

(第6条第3項関係) (第24次改正)

年代別総合健康診断実施予定報告書

1 健診委託機関名 _____

2 健診実施日 自： 年 月 日

至： 年 月 日

3 健診実施場所 _____

年代別総合健康診断を上記のとおり実施いたしますので、「市町村・一部事務組合職員の年代別総合健康診断実施要綱」第6条第3項の規定により報告します。

年 月 日

岐阜県市町村職員共済組合理事長 様

委託健診機関